

企業単位での改善を求める具体的な要件について（素案）

■改善を求める仕組みの対象とする場合の基準

【対象選定基準】

同一企業内で、法令違反^①により、同様の^②重大な労働災害^③を繰り返し発生させた^④にもかかわらず、企業単位での改善に取り組まない^⑤など放置した場合は、同様の労働災害が当該企業内で繰り返されるおそれがあることから、改善の対象とする。

基準①：「法令違反」の定義

労働災害の直接原因となった法令違反を指し、対象とする法令は、労働安全衛生法、作業環境測定法又はじん肺法並びにこれらの法律に基づいて制定されている政省令及び告示とする。

「労働災害の直接原因となった法令違反」とは、その災害を引き起こすに至った直接的な原因となった法令違反をさす。

基準②：「同様の」の定義

発生した労働災害の起因物が同じであり、かつ発生した労働災害の型（種類）が同じである場合を指す。

「起因物が同じ」とは、例えば、木材加工用機械であれば「丸のこ盤」、「チェーンソー」、建設機械であれば「解体用機械」、「掘削用機械」といった起因物小分類が同じもの。

「労働災害の型（種類）が同じ」とは災害の態様により「挟まれ巻き込まれ」、「激突され」等と分類されるが、その型が同じもの。

基準③：「重大な労働災害」の定義

重大な労働災害としては、以下のものを対象とする。

- ・死亡災害
- ・障害等級 7 級以上の労働災害（障害補償年金の対象になる災害であり、労働者が生涯にわたって重い障害を負うことになる重篤な労働災害であるため）

基準④：「繰り返し発生させた」の定義

上記①～③の条件に合致する労働災害を 3 年間で 2 回以上発生させた場合（ただし同じ事業場で 2 回発生させた場合は対象としない）を繰り返し発生させたものとする。（3 年間とする理由）

- ・労災保険のメリット制が過去 3 年間の労働災害発生率をもとに算定しているため、労災が繰り返されているかどうかを判断する期間として 3 年間とした。
- ・重大な労働災害を繰り返す企業の改善は、本来は年限を区切って行うような類い

のものではないが、労働基準法第 109 条に基づき、労働関係に関する重要な書類の保存義務が 3 年間とされているため、事実関係を確実に確認できる期間として 3 年間とした。なお、労働安全衛生法第 103 条に基づく安全衛生関係の各種書類の保存義務も概ね 3 年間となっている（健診結果等一部 5 年間のものもある）。

基準⑤：「企業単位での改善に取り組まない」と判断する基準

上記①～④の条件に合致した場合（同一企業内で、法令違反により、同様の重大な労働災害を繰り返し発生させた場合）であって、企業として以下に掲げるような対応を何ら取っていないことが確認された場合に限り、その対応の改善を促すために、対象とする。

- ・発生した重大な労働災害の原因を分析していない。
- ・同様の労働災害の再発防止対策を検討・策定・実施していない。
- ・同様の重大な労働災害が起こりうる他の事業場に対して対策を横展開していない。

■改善を求める仕組みの具体的な流れ

【ステップⅠ】計画作成指示

上記の①～④の基準を満たした場合に、当該事業者から、重大な労働災害の度重なる発生をうけた企業としての対応状況を聴取する。その対応状況が不十分と認められる場合（基準⑤）には、同様の労働災害が起こりうる危険な状態が継続していると判断されるため、同様の重大な労働災害の再発を防止するための全社的な計画を作成するよう厚生労働大臣が指示する。

○対応状況が不十分と判断する基準（再掲：基準⑤と同じ）

- ・発生した重大な労働災害の原因を分析していない。
- ・同様の労働災害の再発防止対策を検討・策定・実施していない。
- ・同様の重大な労働災害が起こりうる他の事業場に対して対策を横展開していない。

【ステップⅡ】計画変更指示

指示に基づいて計画を作成したものの、その内容が著しく不適切な場合は、内容を適切なものに変更するよう厚生労働大臣が指示する。

○内容が著しく不適切と判断する基準

- ・発生した重大な労働災害の原因に対応した対策の内容となっていない。
- ・計画の対象が重大な労働災害の発生した事業場だけにとどまっており、他の事業場で再発するおそれのある同様の労働災害を防ぐものとなっていない。

【ステップⅢ】勧告

計画の作成指示又は変更指示をしたにもかかわらず、作成又は変更をしない場合は、必要な措置をとるべきことを厚生労働大臣が勧告する。

また、事業者が作成した計画を実施していないことが確認された場合は、実施すべきことを厚生労働大臣が勧告する。

【ステップⅣ】公表

上記の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣が企業名を公表する。

※企業名の公表は、改善を図らせるための履行確保手段であるとともに、労働災害が起こりうる危険な状態が継続していることを当該企業の労働者及び求職者に注意喚起する趣旨。

○企業名の公表方法

企業名の公表の方法としては、他の公表事例と同様に、報道発表及び厚生労働省のホームページへの掲載を想定している。